砥部町介護保険居宅介護等住宅改修支援費支給要綱

平成17年1月1日

砥部町告示第30号

（趣旨）

第１条　この告示は、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給申請に係る理由書作成業務について、介護保険居宅介護等住宅改修支援費（以下「支援費」という。）を支給し、住宅の改修をする者の円滑なサービス受給を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第２条　支給対象者は、居宅介護支援の提供を受けていない本町の要介護者又は要支援者に対し、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者（以下「支給対象者」という。）とする。

（支援費の額）

第３条　支援費の額は、住宅改修費支給申請１件につき2,000円とする。

（申請）

第４条　支援費の支給を受けようとする支給対象者は、住宅改修支援費支給申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、町長が別に定めるところにより行わなければならない。

（決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、住宅改修支援費支給決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（支給）

第６条　町長は、前条の規定により支給を決定した支給対象者に対し、支援費

を速やかに支給するものとする。

（支援費の返還）

第7条　町長は、偽りその他不正の手段により支援費の支給を受けた支給対象者に対し、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の砥部町介護保険居宅介護（支援）住宅改修支援費支給要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成18年3月31日告示第45号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附　則（平成31年3月8日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

住宅改修支援費支給申請書

年　　月　　日

砥部町長　　様

申請者
住　所
氏　名　　㊞
電話番号
職　種(資格を確認できるものを持参すること。)
① 介護支援専門員
② 作業療法士
③ 福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上
④ その他(　　)

年　　月分住宅改修支援費の支給を次のとおり申請します。

支給申請件数①	件	支援費支給申請額 (2,000 円×①件)	円

＜内訳＞

被保険者番号	被保険者氏名	住宅改修費 支給申請年月日	町確認欄
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

住宅改修支援費を下の口座に振り込んで下さい。

振込指定金融機関	銀行 信用金庫 農協	店	預金種別	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口座番号				
フリガナ 口座名義人				

【町記入欄】

支給決定件数	件	課長	係長	担当
支給決定金額	円			

様式第２号（第５条関係）

住宅改修支援費支給決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

砥部町長　　印

先に申請のありました住宅改修支援費の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

申請対象月	年　　月分
受付年月日	年　　月　　日
決定年月日	年　　月　　日
支給の可否	支給する　・　支給しない
支給決定金額	円
内訳	別添、住宅改修支援費支給申請書（写し）のとおり
支給方法	年　　月分の住宅改修支援費支給申請書に記載の振込指定金融機関へ振り込みます。